



大きくなって 帰ってきてね



鮭の放流会

2月24日、西川河川敷で行われた遠賀町青少年育成町民会議主催の「鮭の放流会」。今年もボランティアの皆さんに育てられた鮭の稚魚約4,000匹が、西川に放流されました。

参加した皆さんは、4年後に元気に帰ってくるのを楽しみにしながら、稚魚を放流していました。

平成19年度 遠賀町職員の給与などを公表します

遠賀町職員の給与については、町議会における給与条例や予算の審議などを通じて公にしています。さらに、町民の皆さんのご理解をいただくため、本年度の給与・定員管理の状況を公表します。

●問い合わせ 人事係

1. 人件費決算額（普通会計）

「人件費」には、町長や議員などの特別職（非常勤含む）に支給される給料または報酬、一般職員に支給される給料や諸手当のほか、共済組合負担金、社会保険料などが含まれています。

「普通会計」は、一般会計、住新特別会計、遠賀霊園特別会計、給食特別会計、地域下水特別会計および土地取得特別会計を合計したものです。

（注）（人口：人、金額：千円、率：%）

	住民基本台帳人口	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
平成16年度	19,547	7,333,596	1,152,755	15.7
平成17年度	19,624	6,260,145	1,021,156	16.3
平成18年度	19,609	5,675,507	1,028,379	18.1

（注）

住民基本台帳人口は、各年度の3月末現在のものです。

今年度の公表から、人件費には投資的経費分の人件費を含んでいますので、16・17年度の人件費と人件費率の数字が変更になっています。

2. 職員給与費

（平成19年度一般会計当初予算 金額：千円）

職員数 A	給与費				1人 あたり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
114人	443,534	69,293	184,486	697,313	6,117

（注）職員手当には、退職手当・児童手当を含みません。

3. 職員の平均給料月額と平均年齢（平成19年4月1日現在）

平成19年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
遠賀町	332,768円	40.9歳	330,800円	44.1歳
国	325,724円	40.7歳	287,094円	48.8歳

（注）一般行政職とは、行政職のうち税務職と保健師職の職員を除いたものです。

4. 職員の初任給（平成19年4月1日現在）

		遠賀町	郡内平均	国
一般行政職	大学卒	159,700円	166,600円	170,200円
	高校卒	138,400円	141,900円	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円	135,600円	135,600円

5. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成19年4月1日現在）

平成19年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

		経験年数		
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	302,700円	361,100円	389,000円
	高校卒	278,600円	293,500円	355,100円
技能労務職	短大卒	該当者なし	294,500円	該当者なし

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間などに勤務した経歴がある場合はその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数です。

6. 一般行政職の級別職員数（平成19年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 主事補	主任	主査	係長 企画主査	課長 課長補佐	課長	
職員数(人)	5	12	37	33	1	12	100
構成比(%)	5.0	12.0	37.0	33.0	1.0	12.0	100.0

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

役場と遠賀町の施設へのお問い合わせ電話番号は「くらしの情報」に掲載しています。

11. 部門別職員数と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位：人)

		対前年		主な増減理由	
		平成18年	平成19年		増減数
一般行政部門	議会	3	3		
	総務企画	31	32	1	休職に伴う総務課付
	税務	10	10		
	民生	11	12	1	業務増
	衛生	6	8	2	業務増
	農林水産	8	8		
	土木	15	15		
小計	84	88	4		
特別行政部門	教育	22	21	1	図書館の指定管理者制度移行
普通会計 計		106	109	3	
公営企業等部門	国民健康保険	2	2		
	老人保健	1	1		
	介護保険	3	3		
	下水道	8	8		
	小計	14	14		
合計		120	123	3	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、教育長・休職者・派遣職員を含み、嘱託・臨時または非常勤職員を除いています。

12. 定員適正化計画の数値目標および進捗状況

(1) 定員適正化計画・進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在、単位：人)

目標計画	区分	17年	18年	19年	20年	21年	計
	減員	6	2	3	2	3	16
増員	1	3	1	1	0	6	
差引増減員数	5	1	2	1	3	10	
職員数	126	127	125	124	121	-	
実績	増減数	5	0	0	-	-	-
職員数	126	126	126	-	-	-	

(注)

計画期間は、平成17年から21年までの5年間です。

職員数は、派遣・出向・休職・再任用・嘱託職員を含み、教育長および臨時的任用職員を除きます。

(2) 定員適正化手法の概要

事務改善委員会などにおいて、機構・定数および事務事業の見直しを行い、職員の効率的配置により適正化に努めます。

7. 期末・勤勉手当(平成19年度)

	遠賀町		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.40月分	0.725月分	1.40月分	0.725月分
12月期	1.60月分	0.775月分	1.60月分	0.775月分
計	3.00月分	1.50月分	3.00月分	1.50月分
加算措置	有		有	

(注) 平成19年度給与改定後の支給割合です。

8. 退職手当(平成19年度)

	遠賀町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分

9. 職員手当

(普通会計18年度決算 単位：千円)

	総支給額	内容
扶養手当	14,274	配偶者13,000円 その他6,000円
地域手当	11,716	2.5%
住居手当	8,580	持家4,900円 借家27,000円限度
通勤手当	7,883	交通機関利用55,000円限度

10. 特別職の報酬などの状況(平成19年度)

		報酬等月額	期末手当
給料	町長	775,000円	6月期1.40月分 12月期1.60月分 計3.00月分 20%の加算有り。
	副町長	627,000円	
報酬	議長	346,000円	
	副議長	291,000円	
	常任委員長	281,000円	
	議会運営委員長	281,000円	
	議員	272,000円	

(注) 平成19年7月に収入役を廃止しました。

**今後も適正な職員定数の管理を行い、
人件費の抑制に努力していきます**

役場と遠賀町の施設へのお問い合わせ電話番号は「くらしの情報」に掲載しています。

平成19年度の遠賀町健康診断結果

今年度の健康診断は、平成19年5月22日から10月14日まで、延べ27日間実施されました。今回は、その健康診断の結果についてまとめています。健診の結果を生かして生活習慣を見直しましょう。

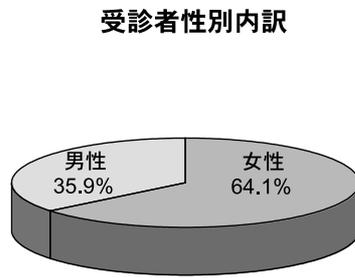


図1

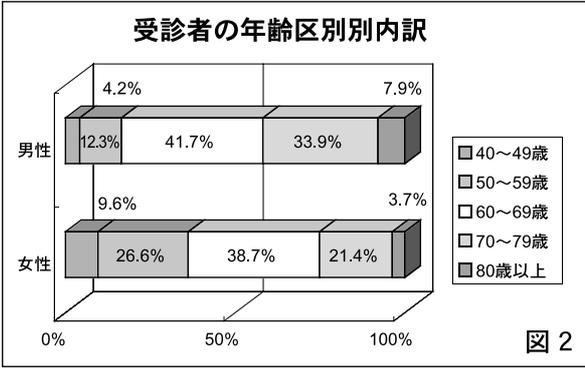


図2

●受診者について

平成19年度の基本健診受診者数は、2,540人で、男性911人(35.9%)、女性1,629人(64.1%)でした。

昨年と比較すると男性が3人減少、女性が9人増加で、全体では6人の増加でした。【図1】は男女別受診者状況を示しています。

受診者を年齢区分別にみると、男女とも60~69歳の人が最も多く、60歳以上の受診者の割合は、全体で70.9%になっています。【図2】

●生活習慣病の判定結果

検査結果は、次の4段階で判定しています。

「異常なし」…問題となる異常は認められません

「要指導」…経過観察または生活指導が必要

「要医療」…精密検査または治療が必要

「治療中」…現在治療を受けている

●体格指数(BMI)

体格指数(BMI)は、27.5%が「要指導」でした。これは、3~4人に1人が肥満ということになります。「異常なし」の中には、

内臓に脂肪が蓄積している『かくれ肥満』も含まれています。

肥満は、他の生活習慣病と合併することが多いので、生活習慣を見直し、肥満解消に努めましょう！

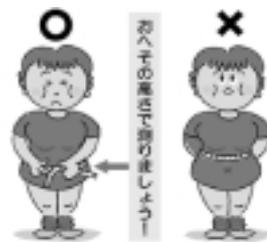
自分の適正体重を出してみよう

身長(m)×身長(m)×22

○内臓に脂肪が蓄積されていませんか？

立った姿勢で、腹囲(おへその上を水平に)を測ってみてください。

測定した結果が、次の値にあてはまる人は、内臓に脂肪が蓄積されていると思われる。



腹囲の測定結果

▽男性 85cm以上
▽女性 90cm以上

『メタボリックシンドローム』って？

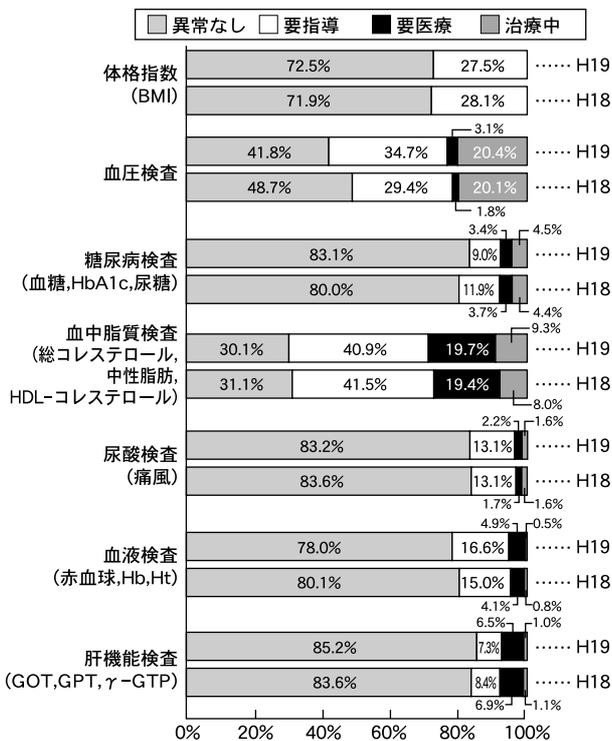
内臓脂肪型肥満によって、さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態を『メタボリックシンドローム』といいます。

内臓に脂肪が蓄積されている人で、血圧や中性脂肪や血糖値がちよつと高め、HDLコレステロールがちよつと低いという人は、心筋梗塞や脳卒中が起りやすいといわれています。

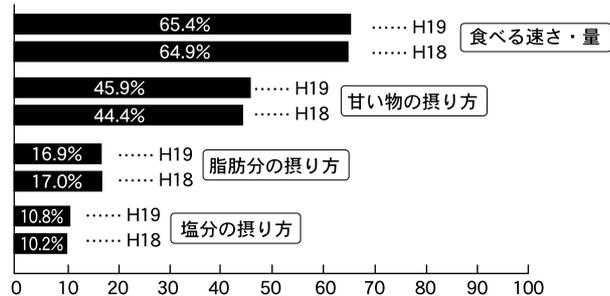
まずは、自分の腹囲を測ってみましょう。



【図3】生活習慣病の判定結果



【図4】食生活について(見直す必要がある人)



※役場と遠賀町の施設へのお問い合わせ電話番号は「くらしの情報」に掲載しています。

その他の健診結果

●胸部レントゲン検査 (人)

総受診者数	異常なし	要精密
2,372		
▽間接撮影	2,231	47
▽直接撮影	141	



がん検診結果

●各種がん検診結果 (人)

検診の種類	受診者数	異常なし	要精密
胃がん検診	1,418	1,316	102
大腸がん検診 (未提出者を除く)	1,510	1,418	92
前立腺がん検診	465	420	45
乳がん検診	685	625	60
子宮がん検診	556	554	2

食生活や喫煙など、生活習慣を見直すとともに、早期発見・早期治療のために、定期検診を受けるようにしましょう。



●血圧検査

血圧検査の「異常なし」を比較すると、本年度は41.8%と少なく、有所見者は昨年に比べ、増加が認められます。
特に「治療中」では、年々増加しているようでした。

●糖尿病検査

糖尿病検査を比較すると、「異常なし」が増加し、「要指導」「要医療」は減少、「治療中」はほぼ横ばいと、改善が認められるようでした。

●血中脂質検査

脂質検査を比較すると、「治療中」が顕著に増加し、「要指導」では減少していました。
「要医療」や「異常なし」は、若干の増加や減少を示し、有所見者は増えていて、他の検査と比較すると一番多かったようでした。

●尿酸検査

尿酸検査では、昨年度と比較すると殆ど変化がありませんでした。また、他の血液検査と比較すると、有所見者が一番少なかったようでした。

●血液検査

血液検査では「要医療」が年々増加しているにも関わらず、「治療中」は減少しています。
性別ごとの比較では、男性76人(62.8%)、女性45人(37.2%)と明らかに男性が多いようでした。
※この結果には、貧血だけでなく多血の人も含まれています。

●肝機能検査

肝機能検査を比較すると、「要医療」「治療中」はほぼ変化が無く、「異常なし」は増加し、「要指導」は減少するなど、やや改善が認められるようでした。

●生活習慣について(問診結果から)

見直す必要がある人の割合を、昨年と比較しています。【図4】
食生活についてみると、「食べる速さが速い・お腹いっぱい食べる」という人が65.4%と高く、半数

以上の人に改善の必要があります。また、「甘いものをよく食べる」という人が45.9%で、「脂肪分を好んで食べる」という人は16.9%、「塩味の濃いものを好む」という人は10.8%と、食生活に大きな変化は無かったようでした。

●総合評価

過去の検査結果を比較しても解るように、血圧検査・血中脂質検査での有所見が6割から7割を占めるなど異常者が多く、また年々増加傾向にあります。
これらの異常は、特別なものではなく、日常生活の過ごし方に起因します。少し食べ方を加減したり、運動不足を解消することで、十分に予防若しくは改善出来る病気なのです。

これを機会に、健康づくりを始めてみませんか？

●問い合わせ 健康対策係

平成20年度 総合健診の予約受付が始まります

遠賀町では5月から、各地区公民館で健診が始まります。健診は、自分の健康状態を知ることのできる絶好の機会です。病気の早期発見や生活習慣の見直しのために、健診は毎年受けましょう。

平成20年度から基本健診に代わり、「特定健診・特定保健指導」が始まります。対象者の変更などがありますので、ご注意ください。健診内容や対象者については、3月下旬に郵送する「**集団健診予約申込書**」に詳しく掲載していますので、ご確認ください。

※「**集団健診予約申込書**」は、**健診対象者のいる全世帯**に送付します。

●申し込み方法

「**集団健診予約申込書**」に同封のハガキ(集団健診予約申込書)に希望する健診項目をチェックして、役場福祉課へ返送してください(切手は必要ありません)。

●締め切り 4月11日(金)

平成20年4月から医療制度が変わります！

◆高額療養費の自己負担限度額変更

●対象
「一般」区分の70歳以上75歳未満の人

●変更内容

▽外来（個人単位）

（現行）12,000円

（変更後）24,600円

▽外来+入院（世帯単位）

（現行）44,400円

（変更後）62,100円

▽多数該当（注）

（新設）44,400円

（注）同じ世帯で、過去12か月間に（入院+外来）の限度額を超えた高額療養費の支給が、3回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

※平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、現行の限度額が適用されます。



高額療養費の自己負担限度額

負担区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	多数該当
一定以上所得者	44,400円	80,100円 +（総医療費 - 267,000円）× 1%	44,400円
一般	24,600円（引き上げ後） 12,000円（現行）	62,100円（引き上げ後） 44,400円（現行）	（新設） 44,400円
低所得	8,000円	24,600円	
低所得I		15,000円	

◆自己負担割合の見直し

①自己負担割合が2割になる対象者の拡大

●対象

（現行）3歳未満

（変更後）義務教育就学前（6歳に達する日以降の最初の3月31日）まで

※遠賀町の乳幼児医療費支給制度で、医療費の助成を受けている人は、これまでと変わりません。

②自己負担割合の引き上げ

●対象

70歳以上75歳未満の人

●引き上げ率

（現行）1割

（変更後）2割

※ただし、平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、1割のまま据え置かれます。

◆退職者医療制度（国民健康保険）の対象年齢変更

退職者医療制度の対象年齢が、75歳未満から65歳未満に引き下げられます。

65歳になると一般の国民健康保険の加入者になります。

◆療養病床に入院する場合の「食費・居住費」の負担対象年齢見直し

療養病床に入院した時に食費・居住費を負担する人の対象年齢が、70歳以上から65歳以上に引き下げられます。

◆高額医療・高額介護合算制度がはじまります

「高額医療・高額介護合算制度」は、「医療保険」と「介護保険」の両方を利用し、負担が大きくなった場合に一定の限度額を超える部分が高額介護合算療養費として支給される制度です。

●対象

次の条件をすべて満たさず世帯▽医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる▽「医療保険」と「介護保険」それぞれの自己負担限度額適用後の年間自己負担額の合計が、下表の限度額を超える

●計算期間

毎年8月から翌年7月中
※初年度は、平成20年4月から平成21年7月までになります。

●申請受付

平成21年8月

高額介護合算療養費等限度額

負担区分	後期高齢者医療制度+介護保険	医療保険+介護保険（70歳から74歳）	医療保険+介護保険（70歳未満）
一定以上所得者	670,000円（890,000円）	670,000円（890,000円）	1,260,000円（1,680,000円）
一般	560,000円（750,000円）	560,000円（750,000円）	670,000円（890,000円）
低所得	310,000円（410,000円）	310,000円（410,000円）	340,000円（450,000円）
低所得I	190,000円（250,000円）	190,000円（250,000円）	

（ ）内は、初年度（平成20年4月から平成21年7月まで）の限度額です。

役場と遠賀町の施設へのお問い合わせ電話番号は「くらしの情報」に掲載しています。

●問い合わせ 国保年金係

ポリオ予防接種（ポリオ生ワクチン経口服用）

とき

4月11日（金）

「受付」

午後1時10分～1時30分

ところ

遠賀コミュニティセンター

対象

生後3か月から90か月未満までの乳幼児

（望ましい年齢 生後3か月～

18か月）

服用方法

41日以上の間隔をあけて2回服用

用

次回は、5月27日（火）を予定しています。

持ってくるもの

母子健康手帳、予防接種予診票

会場にも用意しています。

次のような人は接種できません

熱がある（37.5度以上ある場合）

重い急性疾患にかかっている

（急性の病気で服薬中の人）

ウイルス性疾患（麻疹・風疹・

水ぼうそうなど）にかかった

か、家族・友達でかかった人

と接触して4週間たっていない

生ワクチン（BCG・麻疹・

風疹）の予防接種から27日たつ

ていない

三種混合・日本脳炎などの予

防接種から6日たっていない

下痢をしている

次のような人は、接種の日までに主治医と相談してください

病気で治療中

かぜのひきはじめ

以前の予防接種や薬を飲んで

何らかの異常がでたことがある

けいれんを起こしたことがある

免疫状態の異常を指摘された

ことがある

突発性発疹にかかって4週間

たっていない

その他、気になることがある

生後3～5か月のお子さんでB

CGがまだの人は、ポリオを受

けると27日間は他の予防接種が

受けられなくなりますのでなる

べくBCGを優先させましょう

問い合わせ 健康対策係

おんがしガッタ参加者募集

九州朝日レガッタにあわせて、おんがレガッタを開催します。

町内外を問わず、どなたでも参加できます。

とき 5月24日（土）

〔受付〕 正午～

ところ 遠賀川漕艇場

種目 ナックル艇 500m

オープン男・女A（漕手4人の合計年齢が140歳未満）

オープン男・女B（漕手4人の合計年齢が140歳以上）

チーム編成

1チーム8人（監督1人、舵手1人、漕手4人、補漕2人）

漕手4人が女子の場合は女子の部で出場、それ以外は男子の部（男女混合含む）の出場になります（舵手は男女問いません）

選考

この大会は、全国市町村交流レガッタ大会の選考会です。遠賀町在住・在勤者のみで構成されたチームのうち、男女各1チームが全国大会に参加します

2チーム参加予定です。

締め切り 4月28日（月）

申し込み用紙は遠賀コミュニティセンター、教育委員会（役場1階）にあります。

申し込み・問い合わせ

体育振興係（遠賀コミュニティセンター内）

（293）6525



運動教室に参加しませんか

健康対策係では、運動指導士の運動教室を開いています。

この機会に是非、一緒に楽しく運動を始めませんか？

◆リフレッシュ教室

体脂肪を燃やし肥満など生活習慣病の予防を目的にした教室です。エアロビクスや筋力アップなど、汗をかく程度の運動を行います。

◆悠遊ひろば

年齢とともに衰えがちな体力・筋力などの向上を図り、転倒を予防し、元気に歩ける体づくりを目的にした教室です。高齢者や体力に自信のない人向けの、ゆっくりとしたペースで運動を行います。

●とき

▽リフレッシュ教室

毎月第1金曜・第3水曜日 午前10時～11時30分

※7・8・9月は、第1・3木曜日に変更します。

▽悠遊ひろば

毎月第2木曜・第4水曜日 午前10時～11時30分

※7・8・9月は、第2・4木曜日に変更します。

※受付は、いずれも開始30分前からです。

●ところ 遠賀町第一武道場（遠賀中央公民館横）

※7・8・9月は、遠賀コミュニティセンターに変更します。

●費用 100円/回

●持ってくるもの

運動できる服、室内用運動靴、タオル、飲み物

※直接武道場に来てください（見学可）。

●問い合わせ 健康対策係

※役場と遠賀町の施設へのお問い合わせ電話番号は「くらしの情報」に掲載しています。

平成20年度狂犬病予防注射日程表

と き		ところ
4月7日(月)	午前	午前10時～10時10分 島津公民館
		午前10時20分～10時40分 若松公民館
		午前10時50分～11時 道官集会所
	午後	午後1時30分～2時 上別府公民館
		午後2時10分～2時40分 別府公民館
		午後2時50分～3時30分 緑光苑大公園
4月8日(火)	午前	午前10時～10時40分 鬼津公民館
		午前10時50分～11時20分 尾崎公民館
	午後	午後1時30分～2時 広渡公民館
		午後2時10分～2時30分 新町公民館
4月15日(火)	午前	午前10時～10時30分 虫生津公民館
		午前10時40分～11時10分 芙蓉公民館
		午前11時20分～11時40分 緑ヶ丘公民館
	午後	午後1時30分～2時20分 木守公民館
		午後2時30分～2時40分 若葉台公民館
		午後2時50分～3時 千代丸公民館
4月17日(木)	午前	午前10時～10時30分 老良公民館
		午前10時45分～11時30分 浅木公民館
	午後	午後1時30分～1時40分 遠賀川公民館
		午後1時50分～2時 旧停公民館
4月22日(火)	午前	午前10時～11時30分 田園公民館
		午後1時30分～2時10分 松の本公民館
	午後	午後2時20分～2時40分 今古賀公民館
4月24日(木)	午後	午後1時30分～2時30分 役場駐車場

狂犬病予防注射と登録を受けましょう

今年も愛犬の集団予防注射を行います。

登録(生涯1回のみ)も忘れずに済ませてください。

とき・ところ

どこの地区でも受けられますので、都合の良い日に受けてください。(左表のとおり)

対象

生後91日を過ぎた犬

体調が悪かったり、興奮している

と受けられないことがあります。

費用

注射のみ 3,050円

登録のみ 3,000円

注射と登録 6,050円

つり銭のないようお願いします。

問い合わせ 環境衛生係

注射を受ける時の注意とお願い

会場には犬を充分取り扱うことのできる大人が来ててください。なお、会場内で飼い犬がフンをした場合は、飼い主が責任を持って処理してください。各会場で受けられない場合は遠賀・中間管内の動物病院で受けることができます。飼い犬の死亡、行方不明、譲渡などがあつた場合や、所有者の転出や変更があつた場合は、環境衛生係に連絡してください。

狂犬病について

狂犬病は、動物由来感染症(脊椎動物から人に感染する病気の総称)の一種で、治療が困難なため人も動物も発症すれば100%死亡する恐ろしい病気です。

世界では、毎年4万から5万人の死者が出ています。日本国内では、犬の狂犬病は1956年の発生が最後でしたが、平成18年フィリピンで犬にかまれた日本人が帰国後発病し、死亡した例もあり、輸入動物の規制強化など嚴重な検査を行っています。

狂犬病予防法では万一の発生時蔓延防止のため犬の所有者に、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を義務付けています。

犬にかまれたとき・飼っている犬が人をかんだとき(咬傷事故)

飼っている犬が人をかんだときは、飼い主が遠賀保健福祉環境事務所に「動物による事故届」を出さなくてはなりません。なぜ事故が起こったか究明し、二度と起こさないような措置をとるためです。また、人をかんだ犬は、動物病院で狂犬病であるか否かの検診が必要です。

犬による被害を受けた人は、ま



093(201)4181

衛生課

福岡県遠賀保健福祉環境事務所

問い合わせ

最寄りの医療機関で治療を受け遠賀保健福祉環境事務所に届けてください。飼い主がわからない場合は、被害にあつた時間・状況や犬の種類・毛色・性別・首輪の色・大きさなどの特長をできるだけ記録しておいてください。夜間・休日に被害に遭つた場合や、犬が放たれた状態であれば、近くの交番に連絡してください。

咬傷事故は、犬の所有者が責任を負うべき傷害事件としての裁判事例が増えています。飼い犬の管理は、責任をもって嚴重に行いましょう。

役場と遠賀町の施設へのお問い合わせ電話番号は「くらしの情報」に掲載しています。

交通安全に心掛けましょう

4月には、交通安全に関する大きな取り組みがあります。交通マナーを守り、交通事故防止に努めましょう。
問い合わせ 建設課

春の全国交通安全運動 4月6日(日)～15日(火)

今回の運動の基本は「子どもと高齢者の交通事故防止」

子どもの死亡事故は、平成8年で331人、平成18年で158人と約半分になっていますが、負傷者は77,323人から82,067人に増加しています。

高齢者の皆さんは、特に死亡事故にしろ割合が高く、平成18年は6,352人中2,809人と人口構成率の2倍を超える約44%になっています。

このような状況から、「子どもと高齢者の交通事故防止」が、全国運動の基本になりました。



重点項目

1. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しよう
2. 自転車の安全利用を推進しよう
3. 飲酒運転を撲滅しよう

「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しよう」について
後部座席でのシートベルト非着用や、チャイルドシート非着用・

抱きかかえ乗車は、車外放出の危険性が増すうえに、前部座席に衝突し前部乗員が重傷になった例も
あります。

常日頃から着用の習慣をつけ、いざというときに備えましょう。

「自転車の安全利用を推進しよう」について
自転車に乗っている人が、道路

交通法を知らずに事故にいたっている場合があるようです。自転車も車両ですので、当然、道路標識を守らなければいけませんし、道路交通法によって禁止事項や義務が定められています。

自転車に乗るときは、次のことを心掛けましょう。

原則として車道の左側を走行する

歩道がない道は、路側帯内の走行ができます。

二人乗りの禁止

幼児座席に幼児一人だけを乗せる場合は例外です。

並進(2台、3台と並んで走行すること)の禁止

「飲酒運転を撲滅しよう」について
昨年9月に道路交通法が改正され、「飲酒運転等・飲酒運転助長」に対する罰則が引き上げ・整備されました。

飲酒運転の撲滅のためにも「しない・させない・勧めない・同乗しない」の4ないを守りましょう。

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(木)

「交通事故死ゼロを目指す日」について
毎年100人に一人が、交通事故が原因で死傷するという厳しい状況が続いています。

また、一昨年来、飲酒運転が原因の死亡事故が大きな社会問題になっているように、交通事故のない社会を求める声は依然として大きいです。

このように毎日、交通事故死が発生しているという状況が続いている中、昨年末に関係閣僚会合

で「生活安心プロジェクト・緊急に講ずる具体的な施策」が取りまとめられました。

この中で、交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たな国民運動として、4月10日(木)が「交通事故死ゼロを目指す日」として設けられました。

住民の皆さんが、交通事故に注意して行動することで、交通事故の発生を抑止し、近年の交通事故死傷者数の減少傾向を確実なものにしましょう。

交通事故防止のために、次のことを行いましょう
交通安全に対する更なる意識の向上
交通ルールの遵守
交通マナーの実践 など



平成20年度 課税固定資産の縦覧・閲覧がはじまります

この制度は、納税者の皆さんが、自己の固定資産（土地・家屋）に係る評価が適正であるかどうかを判断し、不服がある場合に審査申出を行うことを可能にするためのものです。

縦覧制度の内容

「縦覧制度」は、固定資産税の納税者が、自己の資産の価格（評価額）が適正であるかを確認するために、備え付けの土地または家屋価格等縦覧帳簿で、他の土地または家屋の価格（評価額）と比較することが出来ます。

また、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出が出来ます。

縦覧期間

4月1日（火）～6月2日（月）
午前8時30分～午後5時15分
土日、祝日を除きます。

役場税務課窓口

持ってこられるもの
納税通知書、課税明細書、運転免許証など本人が確認できるもの

代理人は委任状が必要です。

電話での価格（評価額）などの問い合わせはできません。

縦覧対象者

土地価格等縦覧帳簿

町内に所在する土地の固定資産

産税の納税者、納税管理人、

納税者の代理人

家屋価格等縦覧帳簿

町内に所在する家屋の固定資産

産税の納税者、納税管理人、

納税者の代理人

審査申し出期間

4月1日、または納税通知書の

交付を受けた日以後60日までの

間

平成20年度の納税通知書は、5

月上旬に送付予定です。

費用 無料

閲覧制度の内容

「閲覧制度」は、納税義務者の皆さんに、固定資産課税台帳兼名寄帳の課税内容を確認してもらう制度です。借地人・借家人などの皆さんも借地・借家資産について閲覧できます。

閲覧期間

4月1日（火）～年度末
午前8時30分～午後5時15分
土日、祝日を除きます。

縦覧対象者

役場税務課窓口

持ってこられるもの

納税通知書、課税明細書、運転免許証など本人が確認できるもの

代理人は委任状が必要です。

借地・借家人や処分権を有する

人が閲覧するには、権利を証明

できるもの（契約書・選任書など）が必要です。

電話での価格（評価額）などの

問い合わせはできません。

問い合わせはできません。

閲覧対象者

納税義務者・納税管理人・納税

者代理人・借地人・借家人・固

定資産の処分権利を有する一定

の人（破産管財人・保全管理人・

金融整理管財人など）

閲覧・証明手数料

1件 300円

縦覧期間中は閲覧無料です。

問い合わせ

課税係

若年者専修学校等技能習得資金の 無利子貸付を行います

経済的な理由のため、専修学校などへの進学が困難な若者に対し、入校支度金と修学資金を貸与する制度です。

対象者が限られていますので、

詳しい内容は、お問い合わせください。

対象

次のすべての条件を満たす人

【修学資金】

町内に居住している人、また

はその子弟

専修学校などに入校した年度

の前年度に、中学校または高

等学校を卒業した人、若しく

は高等学校を中退した人

専修学校の専門課程（修業年

限1年以上2年未満の課程）、

高等・一般課程が各種学校修

業年限1年以上）に在学する人

経済的理由のため、修業が困難な人（収入基準があります）

国、地方公共団体などからの

同種の資金の給付、若しくは

貸与を受けていない人

【入校支度金】

前記の修学資金の貸与を受け

ることができる人

この春に中学・高校を卒業し

たか、または平成19年度中に

高校を中退した人

平成20年度に専修学校の専門

課程（修業年限1年以上2年

未満の課程）、高等・一般課

程が各種学校（修業年限1年

以上）に進学する人

貸与金額

【修学資金（月額）】

専門課程

53,000円

その他課程など

30,000円

【入校支度金】

100,000円

締め切り

4月30日（水）

問い合わせ 人権係



平成20年度 国家公務員採用試験（大学卒業等程度）

◆ I 種試験

●試験日 5月4日（日）

●対象

- ▽昭和50年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人
- ▽昭和62年4月2日以降に生まれた人で、平成21年3月までに大学を卒業する人（見込み含む）および人事院が同等と認める人

●申し込み期間

4月1日（火）～8日（火）

◆ 国税専門官採用試験

●試験日 6月15日（日）

●対象

- ▽昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人
- ▽昭和62年4月2日以降に生れた人で、平成21年3月までに大学を卒業する人（見込み含む）および人事院が同等と認める人

●申し込み期間

4月1日（火）～14日（月）

◆ 法務教官採用試験

●試験日 6月15日（日）

●対象

- ▽昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人
- ▽昭和62年4月2日以降に生れた人で、平成21年3月までに大学・短大・高専を卒業する人（見込み含む）および人事院が同等と認める人

●申し込み期間

4月1日（火）～14日（月）

◆ II 種試験

●試験日 6月22日（日）

●対象

- ▽昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人
- ▽昭和62年4月2日以降に生れた人で、平成21年3月までに大学・短大・高専を卒業する人（見込み含む）および人事院が同等と認める人

●申し込み期間

4月11日（金）～22日（火）

◆ 労働基準監督官採用試験

●試験日 6月15日（日）

●対象

- ▽昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人
- ▽昭和62年4月2日以降に生れた人で、平成21年3月までに大学を卒業する人（見込み含む）および人事院が同等と認める人

●申し込み期間

4月1日（火）～14日（月）

◇ 受験案内などの請求方法

封筒に請求する試験名を朱書きし、140円分の切手（国税専門官は120円）をはった、あて先明記の返信用封筒（角型2号）を同封して、下記へ送付してください



受験案内請求・問い合わせ

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1

人事院九州事務局第二課試験係 092(431)7733

くらし・行政相談コーナー

相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

●とき 毎週金曜日 午前10時～午後4時

●ところ 小倉井筒屋（北九州市小倉北区）

電話相談 ☎093(531)6710

とき	相談内容
毎週金曜日	行政一般の相談
第1金曜日	年金、社会保険、雇用・労災保険、労働条件、労務管理などの相談
第2金曜日 午後1時～4時	登記、人権などの相談
第3金曜日	税務に関する相談
第4金曜日 午後1時～4時	相続・遺言、借地借家、登記、金銭・契約トラブルなどの相談

問い合わせ

総務省九州管区行政評価局

092(431)7081

裁判所職員採用試験

試験の種類

裁判所事務官採用 I・II 種試験

家庭裁判所調査官補採用 I 種試験

試験日 6月1日（日）

対象

昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人
受付期間 4月1日（火）～15日（火）

その他

受験案内と受験申込書は、最寄りの裁判所で配布しています
申し込み・問い合わせ

福岡地方裁判所事務局人事課

092(781)3141

福岡家庭裁判所事務局総務課

092(711)9651

最高裁ウェブサイト

<http://www.courts.go.jp/>

くらしの Living Information 情報

● 問い合わせ ●

- ▽遠賀町役場
☎ (293) 1234
FAX (293) 0806
- ▽遠賀町中央公民館
☎ (293) 1355
FAX (293) 5533
- ▽遠賀コミュニティセンター
☎ (293) 6525
FAX (293) 7057
- ▽遠賀体育センター
☎ (293) 5434
- ▽遠賀町立図書館
☎ (293) 9090
FAX (293) 9091
- ▽ふれあいの里センター
☎ (293) 2030
FAX (293) 8506

まちのホットライン
遠賀町公式ホームページ
<http://www.town.onga.lg.jp/>



わんぱく教室 (テーマ 開講式 みんなで遊ぼう)

●とき

4月8日(火)

午前10時～11時30分

[受付]

午前9時30分～10時

●ところ

遠賀コミュニティセンター

4か月児健康診査

●とき

4月10日(木)

[受付]

▽前半 午後1時～1時10分

▽後半 午後1時30分～1時40分

●ところ

遠賀コミュニティセンター

●対象

町内に住んでいる生後4か月から就学前の乳幼児と保護者

●内容

身近なものを使って、みんなで遊びましょう

●持ってくるもの

おしぼり、お茶

●費用 無料

●問い合わせ 健康対策係

●対象

平成19年11月1日から12月31日までに生まれた乳児

※対象者には、個人通知します。

●内容

医師による診察、身体計測、保健師・栄養士による健康相談、離乳食集団指導

●持ってくるもの

母子健康手帳、健康診査票、アンケート、バスタオル

●費用 無料

●問い合わせ 健康対策係

親と子のつどい たけのこ掘りと竹クラフト

●とき

4月19日(土)

午前9時30分～午後3時30分

●ところ

北九州市立もじ少年自然の家

●対象

(北九州市門司区) 小中学生とその家族

●定員 20家族

●費用

800円/人

(食事代・保険料・材料費)

●内容

たけのこ掘り、竹クラフト

●申し込み方法

往復はがきに、代表者の住所・氏名・年齢・電話番号と、参加者全員の氏名(フリガナ)・年齢・性別を明記して申し込みください

※はがき1枚につき、1家族のみ申し込みできます。

●締め切り

4月9日(水)

●申し込み・問い合わせ

〒801-0812

電話

093-281-3810

メール

ongabon.jp

地域医療機関と連携して良質で信頼される心優しい病院を目指します。

☆診療科目☆
内科 消化器科 循環器科
呼吸器科 整形外科 小児科
放射線科 麻酔科

遠賀中間医師会
おんが病院

遠賀郡遠賀町大字尾崎1725-2 (093) 281-3810



有料広告欄

～ 4月7日、開院！！～

●受付時間 月～金 8:30～12:00
13:30～16:30
土 8:30～12:00

●診療時間 月～金 9:00～12:30
14:00～17:00
土 9:00～12:30

●休診日 土曜日の午後、日曜日、祝日

●救急指定病院(平成20年4月7日より指定予定)

診療時間のご案内

事業主の皆さんへ

◆労働保険の年度更新手続きについて

労働保険（労災保険・雇用保険）に加入している事業主は、毎年、労働保険料の「年度更新」手続きが必要です。

なお、期間中は、県内各地で現地受付も行います。

●受付期間 4月1日（火）～5月20日（火）

※年度更新手続は、インターネットを利用した電子申請でも行うこともできます。

◆石綿（アスベスト）健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付

平成19年4月1日から、全ての労災保険適用事業主から「石綿健康被害救済法」に基づく、一般拠出金の徴収が始まりました。労働保険料の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

また、平成19年4月1日以降開始した工事などを対象にして、平成20年4月以降の労働保険料確定申告に併せて申告納付することになります。

●一般拠出金の割合

保険料算定基礎額100万円当たり50円

●問い合わせ

▽北九州西労働基準監督署

☎093（622）6550

▽福岡労働局総務部労働保険適用室

☎092（434）9833

<http://www.fukuoka.plb.go.jp>

▽労働保険適用徴収・電子申請お知らせページ

<http://ip.roho-chosyu.mhlw.go.jp>

●受付場所

▽遠賀郡消防本部
▽中間市消防本部

●申し込み・問い合わせ

遠賀郡消防本部予防課予防係
☎（293）8125

※会員・学生は、1,500円です。
※テキスト・問題集が、別途必要です。

●費用 2,000円

乙種4類、丙種

●講習対象

中間市消防本部（中間市）

●とき

6月1日（日）（予定）

危険物準備講習会

☎（293）8125

●申し込み・問い合わせ

遠賀郡消防本部予防課予防係

探しています売物件

家・土地

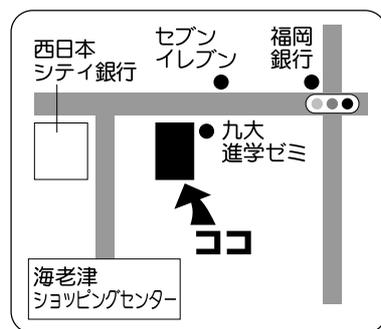
お売りになりたい方、ご検討中の方
また相続、ローン、税金等でお悩みの方も
お気軽にお電話ください
買い取りもいたします

地元岡垣30年

吉田住建

☎（093）283-2042

岡垣町海老津駅前12-8（旧不二家となり）



有料広告欄

ください。

●対象

【一般、技術幹部候補生】

北九州市立もじ少年自然の家
「親子のつどい係」
☎093（341）1128

※22歳未満の人は、大卒者（見込み含む）が対象です。

※大学院修士課程修了者（見込み含む）は、28歳未満の人が対象です。

【歯科幹部候補生】

20歳以上30歳未満の人で、専門の大学を卒業した人（見込み含む）

【薬剤科幹部候補生】

20歳以上26歳未満の人で、専門の大学を卒業した人（見込み含む）

※試験会場は、直接お問い合わせ

みです。

※大学院修士課程修了者（見込み含む）は、28歳未満の人が対象です。

●申し込み期間

4月1日（火）～5月12日（月）

●申し込み・問い合わせ

自衛隊福岡地方協力本部
芦屋地域事務所
☎093（223）0981

危険物取扱者試験

●試験日

6月15日（日）

●ところ

九州共立大学

（北九州市八幡西区）

●試験種類 全種類

●願書受付

4月17日（木）～5月2日（金）

●その他

願書は、4月10日（木）ごろから遠賀郡消防本部予防課で配布します

●申し込み・問い合わせ

遠賀郡消防本部予防課予防係

☎（293）8125

平成20年 福岡県保育士試験

詳しい内容は、受験申請書を見てください。

●試験日

8月7日(木)、8日(金)

●受験申請書の請求開始日

4月1日(火)

●受付期間

4月1日(火)～5月13日(火)

●受験申請書の請求方法

封筒に「保育士試験の手引き請求」と朱書きし、1400円分の切手をはった、あて先明記の返

「れんげ・菜の花春まつり」開催

「れんげ・菜の花春まつり」では、遠賀町ブランド米「れんげ・菜の花米」の試食・販売、キャラクターショーやボランティアの皆さんが考えた子どもたちが楽しめるアトラクションなどを行います。

会場からは、美しいれんげ畑と菜の花畑も一望できます。

詳細は、「広報おんが4月10日号」でお知らせします。今年から「おんが春まつり」は「れんげ・菜の花春まつり」に名称が変わります。

と き 4月29日(祝)

産業振興イベント

午前9時30分～午後3時

子どもイベント

午前10時～午後2時

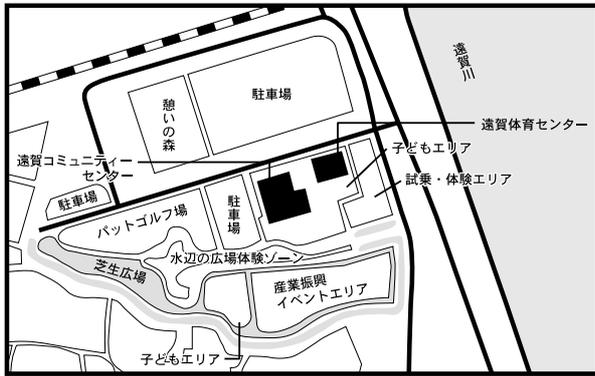
ところ 遠賀総合運動公園(主会場 緑の広場)

問い合わせ

産業振興イベントについて 産業振興係

子どもイベントについて 社会教育係

※下記会場見取図参照



パットゴルフ場 閉鎖のお知らせ

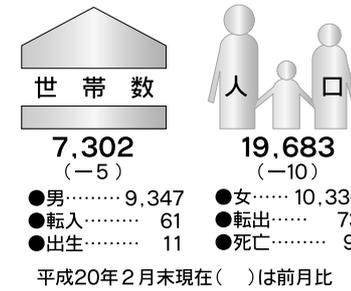
し尿処理施設曲水苑(水巻町)

信用封筒(角型2号)を同封して、送付してください
申し込み・問い合わせ
〒171-0033
東京都豊島区高田3-19-10
明治安田生命高田馬場第2ビル
6階

社団法人 全国保育士養成協議会
保育士試験事務センター
☎0120(4194)82
http://www.hoyokyo.or.jp
Eメールshiken@hoyokyo.or.jp

に併設のパットゴルフ場は、3月31日(月)で閉鎖します。
●問い合わせ
遠賀・中間地域広域行政事務組合
☎093(293)3581

ひとのうごき



バランス生活 ＊ハッピーライフ 男女共同参画社会の 実現に向けて

昨年6月から始まったこのコラムも、今回で10回目を迎えることができました。今後ともご愛読のほどよろしく願います。

企画係では、平成20年度に男女共同参画セミナー(仮)の開催を予定しています。先着順で10人程度公募し、先進自治体から講師を招いての勉強会や先進地でのセミナーなどに参加するといった内容で、年6回程度の開催を予定しています。皆さんが男女共同参画について、興味を持つことができるような先進自治体の事例などを紹介していきますので、振るって応募してもらえればと思います。募集は、後日広報・HPなどでお知らせします。

さて、遠賀町の男女共同参画の状況としては、現在少しずつ取り組んでいますが、まだまだ進展途上です。先進自治体に追いつくよう、今後一歩一歩着実に取り組みを実施していきたいと思っておりますので、ご協力・ご理解をよろしくお願いいたします。皆さんも、家庭・職場など出来ることから男女共同参画を始めてください。

●問い合わせ 企画係

三線教室のお知らせ

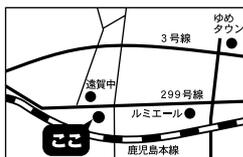
三線教室(琉球古典音楽安富祖流)を次により始めます。

- 1 稽古場所 遠賀郡遠賀町別府公民館2F(今泉神社境内)
- 2 稽古日・時間

水曜日	19:00～21:00
土曜日	13:00～15:00

- 3 開始予定 平成20年4月2日(水)
- 4 その他 入会は、随時受け付けます。詳細は、お問い合わせください。

TEL 093-293-2713 (谷口)
遠賀町別府4039-16



おんが店

遠賀町松の本2-10-38 (ゆめタウン遠賀店前)
☎0120-898-897 ☎FAX 0120-898-773
※E-mail: tara1@globe.ocn.ne.jp
営業時間 10時～19時 定休日 毎週月曜(12月のみ無休)

有料広告欄

目の不自由な皆さんへ

遠賀町では、目の不自由な人が、書類や図書を閲覧しやすくするために、「視覚障害者用拡大読書器」と「活字音声読書機」を設置しました。

【視覚障害者用拡大読書器 センスビュー】

主な性能

小型で軽く持ち運びに便利な拡大読書器で、拡大倍率は4.7～22.5倍です。表示をカラー、白黒反転など表示切替が可能です。



設置場所(各1台) 遠賀町立図書館、役場福祉課

【活字音声読書機 よむべえ】

主な性能

本などの印刷された活字文書を人の声で読み上げます。



設置場所(1台) 遠賀町立図書館
問い合わせ 高齢・障害者係

町営住宅入居者募集

「遠賀町に住所または勤務地があること」など、入居資格があります。詳細は、募集案内をご覧ください。

ところ

緑ヶ丘町営住宅(4階建)のうち2階の1戸

虫生津団地(3階建)のうち1階の2戸、3階の1戸

道官団地(2階のある建物)1棟2戸のうち1戸

戸数 5戸(1世帯で2戸以上の申し込みは出来ません)

間取り 3K 3DK 3DK

家賃

13,600円から29,800円

17,400円から38,200円

18,200円から40,000円

入居予定者全員の平成18年中の所得に応じて決定します。

申込用紙配布および受付期間

3月25日(火)～4月8日(火)

申込用紙は役場建設課窓口にあります。

問い合わせ 都市整備係

2009年1月上場会社の株券が電子化されます

株券の電子化によって、上場会社の株券は無効になります。株主の権利は、証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されます。

手元にある株券が本人名義になっていない場合は、電子化することによって株主としての権利を失うおそれがありますので、株券電子化の実施前までに名義書換が必要です。

●問い合わせ

日本証券業協会

証券決済制度改革推進センター

☎03(3667)4500

草刈機の貸出について

遠賀町では、草刈機(本体のみ)の貸し出しを行っています。また、草刈用メガネと工具も貸し出しています。

窓口で申請してもらえれば、いつでも貸し出しますが、貸し出しが集中する時期には在庫がない場合もあります。

●対象 遠賀町に住んでいる人

●費用 無料

※燃料費は、自己負担です。

※平成20年4月1日(火)から、刈刃も自己負担になります。

※刈刃は、ホームセンターか農機具店で購入して取り付けてください。

●貸し出し期間

1週間

●申し込み・問い合わせ

環境課

「遠賀川駅南口自転車駐車場の都市計画決定」に関する説明会



JR遠賀川駅南地区の都市計画道路整備の関連で、『遠賀川駅南口自転車駐車場の都市計画決定』の内容について、説明会を開催します。

●とき

3月31日(月)

午後1時30分～

●ところ

遠賀町役場2階 大会議室

●問い合わせ

都市開発推進室

☎(293)1234

広告募集

「広報おんが」に、事業所や会社、お店などの広告を掲載しませんか。

●1区画 半一段(たて50mm×よこ90mm)

●費用 5,000円×掲載回数(連続2回以上)

※掲載回数によって割引もあります。

●締め切り 掲載希望号の発行日から40日前

●問い合わせ 広報調整係

※遠賀町ホームページと遠賀町コミュニティバスでも広告を募集しています。

こころと体のエステティック・自然療法 スキンセラピーねお

お肌のトラブル・うつ・腰痛・五十肩等、ハーブやアロマを用いて、改善、痛みの緩和をはかります。一度の施術でリフレッシュいたしますので、ぜひご体験ください。(45分¥3,000ーより)

中間市垣生2036-1(出張もいたします)

093-981-0469・090-2854-2835

◆一井久美子・瀧上香先生のリズム体操教室

4月から月3回に変更になります。

●とき

▽4月3日(木)、10日(木)

午前10時30分～11時30分

▽4月15日(火)

午後1時30分～2時30分

◆気づきの体操

ゆっくりとした呼吸と動きの中で、体と心の調和とバランスをとりながら自らの体の癖に気づき、身体機能を高めていく体操です。

体操のできる服装で来てください。

●とき

4月22日(火)
午後1時30分～2時30分

◆芸能訪問

4月から開始時間が、10分早くなります。

●とき

4月8日(火) 午前10時50分～11時50分

●出演

老良聖峰会、鳴物・川の会、西川流昌舞会、シルバー浦カラオケ教室

◆エントランスギャラリーの展示

●内容

「遠賀南学童ツールペイント キャンパスの会」の作品

※参加や観覧は無料ですが、入館料が必要です。

～ふれあい館 日曜教室～

◆そば教室(めん工房)

●とき

4月20日(日)
[午前] 午前10時～正午 [午後] 午後1時～3時

●定員

各8人(先着順)

●費用

1,500円

●申し込み期間

3月25日(火)～4月15日(火)

◆陶芸教室(陶芸室)

●とき

4月27日(日)
[午前] 午前10時～正午 [午後] 午後1時～3時

●定員

各10人(先着順)

●費用

1,000円

●申し込み・問い合わせ

ふれあいの里センター ☎(293)2030

※毎週月曜日は休館日です。

お詫びと訂正
広報おんが3月10日号掲載の記事に誤りがありました。お詫びして訂正します。

P20 Happy Birthday

誤 畠中 柊弥(はななか とうや)ちゃん
正 畠中 柊弥(はたなか とうや)ちゃん

ひとりで悩まないで! おんがホットライン

DV(ドメスティック・バイオレンス)・セクシュアル・ハラスメントなど、様々な悩みに専門の女性相談員が応じます。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

とき

毎週水曜日 午前10時～午後5時

祝日、年末年始はお休みです。

相談電話番号

093(561)5737

問い合わせ 企画係



統計調査員に登録しませんか

遠賀町では、国が実施する統計調査の調査員を随時募集しています。

なお、登録者は調査の状況に応じて任命されることとなります。このため、すぐに任命されるわけではありませんし、多数の応募があった場合、調査員に任命されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



●登録期間

平成23年3月31日まで

●業務内容

調査対象になる町内の世帯や事業所を訪問し、調査内容の説明や調査票の配布・回収・点検などを行います

●報酬

調査の内容や受け持ち件数などによって支払われます
※報酬額は調査の種類によって異なりますが、おおむね3～5万円程度です。

●対象

遠賀町内での調査活動が可能な20歳以上の人

●申し込み方法

「調査員登録カード」に漏れなく記入し、まちづくり課窓口へ提出してください

※調査員登録カードは、まちづくり課窓口で配布しています。

●申し込み・問い合わせ

Happy Birthday 誕生日おめでとう



平成19年3月20日生

松本 まつもと

陸希 (鬼津) ちゃん

1才おめでとう♡
やんちゃで元気一杯のりき君!!
いつもその笑顔がありがとう♡♡



平成17年3月14日生

今田 いまだ

芽花 (新町) ちゃん

芽花ちゃん3歳のお誕生日おめでとう!
これからも、すくすく元気に育ってね♡